

令和7年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

全般的事項、国庫補助金、叙勲

令和7年5月 初等中等教育局 健康教育・食育課 庶務・助成係



現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和7年度予算額 7億円
(前年度予算額 7億円) 文部科学省
令和6年度補正予算額 0.5億円

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、子供の心身の健康の保持増進を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援体制の充実や、外部講師を活用した現代的健康課題の理解増進、学校給食における有機農産物等の使用促進、栄養教諭による食に関する個別指導の充実等の取組などを通じて、学校における健康教育を一層推進する。

1. 学校保健の推進

「外部講師を活用したがん教育等現代的健康課題理解増進事業」

48百万円 (44百万円)

- 地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図る取組の実施
- がんや生活習慣病（歯周病等）、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援
【委託先：1団体（民間団体等）】

「心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業」

29百万円（新規）

- 心理面や福祉面に専門性を持った養護教諭の養成・育成を目指し、養護教諭養成課程を有する大学のカリキュラム構成等に関する実態調査、養護教諭の養成・研修プログラムの開発を実施
【委託先：1団体（民間団体等）】

「学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業」

227百万円（261百万円）

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健康診断情報について、も本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備及び活用の促進
【委託先：1団体（民間団体等）】

「現代的健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）」

96百万円（76百万円）

- 近視・脊柱側弯症・ギャンブル等依存症・薬物乱用などの学校保健の現代的健康課題や学校における健康診断などに関する参考資料・動画の作成、講習会・調査の実施等

「脊柱の検査等に関する理解増進事業」

【令和6年度補正予算額 50百万円】

- 検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会や周知資料の作成等を行い、教育現場への理解増進を図る
【委託先：1団体（民間団体等）】

2. 学校給食・食育の充実

① 学校給食の改善充実にに向けた支援事業

「学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実にに関する調査研究」

59百万円（新規）

- 食料・農業・農村基本法の改正を受け、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出
【委託先：8団体（地方公共団体）】

「学校給食に関する衛生管理の調査・指導等」

19百万円（17百万円）

- 各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して、食中毒や窒息事故など、給食における事故防止等を取り上げる指導者養成講習会を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施

② 食の指導改善充実事業

「食に関する健康課題対策支援事業」

39百万円（25百万円）

- 児童生徒の食物アレルギーや、肥満・痩身等の食に関する健康上の諸課題が多様化する中、個々の課題へのきめ細かな対応が求められることから、栄養教諭による個別指導力を一層向上させるため、研修会を実施する。また、地方公共団体の域内の児童生徒への個別指導の実践事例創出、継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施
【委託先：＜研修会実施＞1団体（民間団体等） ＜調査研究＞14団体（地方公共団体）】

「食の指導改善充実にに向けた検討」

20百万円（6百万円）

- 学校における食育のより一層の充実を図るため、食に関する実態調査を行うとともに、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。また、学校給食摂取基準改定に係る検討を実施
【委託先：1団体（民間団体等）】

※公立学校の給食施設整備については、公立学校施設の整備（令和6年度補正予算額 2,076億円、令和7年度予算額 691億円）の内数で別途計上

3. 養護教諭・栄養教諭の業務の支援体制の充実

「学校保健・食育推進体制支援事業」

52百万円（104百万円）

- 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助

対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 補助率：1/3



(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度予算額
(前年度予算額)

21億円
21億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円 (6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円 (11億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円 (2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円 (2億円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、**保健管理費**

3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)

○医師派遣等

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校 (準へき地校含まず) であって、学校から医療機関までの距離4 km以上あるものに限る。経費20万円以上の事業に限る。

○心臓検診

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校及びへき地学校に準じる学校であって、小学校第1学年及び第4学年、中学校第1学年を対象とするものに限る。経費6万円以上の事業に限る。

(担当：初等中等教育局財務課)

2

要保護児童生徒援助費補助金

令和7年度予算額
(前年度予算額)

5億円
5億円)



現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】(令和4年度 約8万人)

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(就学援助法)「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、**医療費、学校給食費**

◆令和7年度予算額(案)

○単価の引き上げ

・「オンライン学習通信費」の単価引き上げ(家庭における1人1台端末の活用の進展)

小学校：14,000円 → 15,000円 (+1,000円)

中学校：14,000円 → 15,000円 (+1,000円)

・「卒業アルバム代等」の単価引き上げ(高校入学前の負担軽減)

中学校：8,800円 → 10,000円 (+1,200円)

○運用の変更

・第1学年の「学用品費」※1を「新入学児童生徒学用品費等」※2と併せて入学前支給可能に

※1 小学校：11,630円、中学校：22,730円

※2 小学校：57,060円、中学校：63,000円



【参考：準要保護者への就学援助】(令和4年度 約117万人)

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校 (前期課程のみ)

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム 3

要保護児童生徒援助費補助金予算単価【令和7年度予算額】



区 分		対象品目	小学校	中学校	区 分	対象品目	小学校	中学校	
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。）。	11,630	22,730	通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が、小学校4 km以上、中学校6 km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第2 2 条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020	80,880	
通学用品費（第1 学年を除く）		児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小中学校の第1 学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270		クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）		児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科。	1,600	2,310	生徒会費		生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
校外活動費 （宿泊を伴うもの）		児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学科。	3,690	6,210	P T A 会費	学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260	
体育 実 技 用 具 費	柔 道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	－	7,650	卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	10,000	
	剣 道		－	52,900	オンライン学習通信費	I C T を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	15,000	15,000	
	スキー	なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	26,500	38,030		医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱瘡、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について、学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
	スケート		11,810	11,810			学校給食費	完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）・ミルク及びおかずである給食
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	57,060	63,000	補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食		47,000	50,000
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金。	22,690	60,910	ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食		10,000	10,000

※ 赤字は令和6年度予算単価から変更があったもの。

要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について



令和6年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知） （6文科初第928号 令和6年7月31日付 文部科学省初等中等教育局長通知）

4 就学援助の適切な実施について

- （5） 経済的理由により就学困難な児童生徒を支援するという制度の趣旨を踏まえ、認定されるまでの間は
各費目の徴収を猶予するなど、当該世帯の経済状況に応じた配慮に留意すること。

5 その他留意事項

- （1）市町村がそれぞれの費目を給与する場合には、次に掲げる点に留意すること。

① 一般的事項

ア 要保護者に対する援助は、それぞれ関係法令の定めるところにより、適切に支給すること。

なお、修学旅行費・医療費以外の費目（学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費）については生活保護における教育扶助等において措置されているものであるから、教育扶助等と重複して給与することのないよう留意するとともに、現に生活保護を受けていない要保護者については、保護の実施機関に連絡して極力生活保護を受けるよう勧奨すること。

イ **要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。**

現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

・令和6年能登半島地震の被災による支援が対象。
・大規模災害発災後の支援初年度から3年以内の事業が対象。支援初年度の翌年度以降の補助対象は下限あり。

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、**学校給食費、医療費** 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 被災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

6

叙勲及び褒章の推薦手続について

叙勲対象者

学校保健、学校安全及び学校給食に係る叙勲の選考対象者は各号のいずれかに該当し、かつ、年齢70歳以上者の者であること。

- ① 学校保健、学校安全及び学校給食の分野において国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で、関係団体役員歴がおおむね20年以上の者
- ② 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師にあっては、業務歴が40年以上の者

※児童生徒数の平均が概ね100人を超えている学校に通算40年以上勤務していることが原則として必要

ただし、へき地校の場合、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和37年7月18日自治省令第14号）2条1項により、辺地度点数が100点以上であれば、児童生徒数の平均が概ね100人を超えていなくても差し支えない。

特に確認漏れが多い事項

- ✓ 刑罰を受けたことがあるにも関わらず、事前協議を行わなかった。
- ✓ へき地校でないが、児童生徒数の平均が概ね100人を超えていない。
- ✓ 候補者が88歳以上の場合は高齢者叙勲に拠らなかった合意的な理由が必要になるところ、その説明がなされていない。
- ✓ 候補者に異動（本籍地・現住所の変更だけでなく、現職でなくなった、死亡したなど）があったにも関わらず、文部科学省へ連絡を行わなかった。

褒章対象者

学校保健、学校安全及び学校給食に係る褒章の選考対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① **藍綬褒章**
学校保健、学校安全及び学校給食に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として、概ね20年以上在職し、その功績特に顕著な者
- ② **黄綬褒章**
学校保健、学校安全及び学校給食に関する民間団体の職員として、業務に精励し、他の模範となる技術や事績を有する者
- ③ **緑綬褒章**
学校保健、学校安全及び学校給食の分野において、自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）に概ね20年以上従事している者又は10年以上従事し、活動内容が特に優れている者のいずれかであって、かつ、ボランティア活動による文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者

褒章は前例が少なく、**功績によっては事前協議が必要になる場合もあります**。推薦を検討されている場合には、早めに当課まで一報いただくようお願いします。

7

勲章審査票

- 毎回様式が変わります。最新の様式を使用してください。
- 本籍は戸籍謄本に記載の通り（漢数字やアラビア数字の記載も一致するように）としてください。
- 主要経歴が学校医等である場合、主要経歴欄には「現(元)学校医」、「現(元)学校歯科医」、「現(元)学校薬剤師」のいずれかを入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 履歴書と審査票で、記載内容を一致させてください。
- 在職期間、表彰歴は年だけでなく、日付まで入力ください。
- 表彰歴は国からの表彰は記載必須です。そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については記載しなくても問題ありません。
- 最終学歴以降の経歴に空白期間（在職等不明の期間）がある場合、当該期間の状況について、備考欄に「在家庭」「開業準備」「不明」など記入してください。

履歴書

- 審査票に記載のない経歴が記入されていることがありますので、審査票と表記、内容を一致させてください。
- 表彰歴は国からの表彰は記載必須です。そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については記載しなくても問題ありません。

基本情報

- 外字は使用せず、常用体を使用してください。
- 主要経歴について、学校医（学校歯科医、学校薬剤師）について、現職の場合は「現学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力し、発令日までに退職されている場合は「元学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 学校医等に係る功労名欄には、原則として「学校保健功労」と記入してください。

団体の規模及び事業概況調、その他関係書類

- 候補者が役員として関与していた時点で作成してください。
- 開業している個人経営の医療機関や役員を務める医療機関がある場合も作成してください。
- 医療機関にあっては、歯科医を含め、必ず備考欄に病床数を記入してください。病床なしの場合も、その旨明記してください。
- 履歴書に記載した対象者が所属する都道府県及び市区町村の医師会（歯科医師会、薬剤師会を含む）については、「団体の規模及び事業概況調」、「会員数調」、「定款等」の関係書類を提出ください（団体の長歴（副会長含む）がある場合には「歴代会長等調」も）。そのほか学校医師会等の団体の役職等については、履歴書に記載いただくのみで十分であり、関係書類の提出は不要です。

学校規模調書、その他関係書類

- 学校規模調書と審査票・履歴書間で、在職期間が一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。特に学校規模調書について、例えばR6.3.31まで在任した場合の元学校医等の最終年度はR6年度ではなくR5年度になります。
- 現職の場合、発令年度の児童生徒数まで記載する必要があります。秋叙勲の推薦資料提出において、提出期限が発令前年度末のため、お手数ですが、前年度末までの学校規模を記載した学校規模調書の紙媒体を一旦前年度末に御提出いただき、発令年度の5月末までに当該年度の学校規模を追記の上、電子媒体で再提出ください。
- 児童生徒数の平均が100人未満であって、へき地学校に勤務する学校医等については、在職した全ての学校の所在地がわかる地図を添付してください。在任期間中の在籍園児、児童、生徒数が平均100人を超える場合は、地図の添付は不要です。
- へき地学校（辺地度数が100点以上）での在任期間を含めないと40年に満たないものについては、辺地度数が分かる資料を提出ください。また、当該者については内閣府提出後に「当該者を推薦することが適切である理由書」を御提出いただく必要が生じる事が多いため、事前に御準備いただけますと幸いです。
- 春叙勲の推薦書類提出において、現職の場合は、勤務している学校の直近年度の児童生徒数を必ず記載してください。

功績調書

- 功績調書に記載された履歴については、勲章審査票及び履歴書にも記載してください。功績調書に記入された履歴と勲章審査票及び履歴書に記載された履歴の内容、経歴の年月が一致するようにしてください。

刑罰等調書

- 春叙勲であれば前年の4月29日以降、秋叙勲であれば前年の11月3日以降に作成されたものを提出してください。
- 様式は当課から送付する別紙様式を用いてください。（これ以外の様式により提出された場合は差し替えを求める場合があります。）

提出時の留意点

- 基本情報及び事前協議資料と、本申請資料の提出期限が異なりますので、十分御留意ください。また、紙媒体の提出は期限必着です。
- 紙媒体は、勲章審査票は片面印刷、功績調書及び履歴書は両面印刷で提出してください。
- こより、ホッチキス留め、パンチ、インデックスは厳禁です。
- 紙媒体提出に際し、クリップやファイル等は、必要最低限の使用をお願いいたします。

その他詳細については、推薦依頼時に送付する「事務連絡」や「推薦資料の作成要領」等を参照ください。